

再 挑 戦 再 貸 付

いったん廃業され、再起業しようとする方を支援します

1 融資対象者

次のいずれかに該当する中小企業者で、経営状況悪化による事業の廃止又は解散後、適正な事業計画により再起業を図る方

- (1) 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する方
- (2) 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たな会社を設立し事業を開始する方
- (3) 再起業してから6か月以内の方。なお、事業を営んでいない個人が個人事業主として営業を開始した後に法人成りし、個人事業主として営業を開始した日から起算して6か月以内の会社を含む。

2 融資条件

融資限度額	2,000万円
融 資 利 率	年0.60% (固定利率)
融 資 期 間	15年以内 (うち据置3年以内)
資 金 使 途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	保証協会の定めるところによる (第三者保証人不要)
信用保証	必要
ポイント	(1) 新会社設立のための株式取得資金は、融資対象となりません。 (2) 廃業経験者であっても、経営状態の悪化等によらない廃業 (自主的廃業) の場合は、融資対象となりません。 (3) 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散日において当該会社の業務を執行していた役員も対象とします。 (4) 新規開業貸付 (限度額3,500万円) と併用できます。ただし、その場合でも、融資限度額の制限を受ける場合があります。

3 申 込 先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎ (078) 362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。